

京都市介護保険条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第60号）（保健福祉局長寿社会部介護保険課）

本市介護保険事業について、必要な措置を講じるため、次のとおり保険料率を定めるものです。

- 1 平成21年度から平成23年度までの介護保険事業に係る財政の均衡を確保するため、次のとおり各年度における保険料率を定める。

平成21年度から平成23年度までの保険料率（改正後）	（参考）平成18年度から平成20年度までの保険料率（現行）
27,060円から108,240円の範囲内において9段階に区分	28,560円から114,240円の範囲内において9段階に区分

- 2 1にかかわらず、次に掲げる者の保険料率は、48,708円とする。

- (1) 1の保険料率の区分が第4段階（改正後 54,120円）であって、合計所得金額等が80万円以下の者
- (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこれを48,708円としたならば保護を必要としない状態となるもの

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 60 号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「平成18年度」を「平成21年度」に、「平成20年度」を「平成23年度」に改め、同条第1号及び第2号中「28,560円」を「27,060円」に改め、同条第3号中「42,840円」を「40,590円」に改め、同条第4号中「57,120円」を「54,120円」に改め、同条第5号中「62,832円」を「59,532円」に改め、同条第6号中「71,400円」を「67,650円」に改め、同条第7号中「85,680円」を「81,180円」に改め、同条第8号中「99,960円」を「94,710円」に改め、同条第9号中「114,240円」を「108,240円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、48,708円とする。

第6条の見出し中「場合」の右に「の保険料」を加え、同条第1項中「おける第4条各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める」を「おいて第4条の規定を適用した場合の」に改め、同条第3項中「第4号ロ」の右に「若しくは附則第11条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」を加え、「第4条第5号イ」を「第4条第1項第5号イ」に、「掲げる」を「定める」に、「区分と異なる区分」を「保険料率と異なる保険料率」に、「区分よりも保険料率が少ない区分」を「保険料率よりも少なくなる場合」に、「当該異なる区分」を「当該異なる保険料率」に、「第4

条各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ」を「同条の規定を適用した場合の額を」に改める。

第8条第1項中「第4条各号に規定する区分」を「第4条の規定」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)